

第二期中期目標・中期計画の策定に係る評価委員会の開催について

【概 要】

現行の中期目標・計画が、平成 22 年度末をもって終了するため、第二期中期目標・計画（平成 23～28 年度）等を策定する必要がある。

については、地方独立行政法人法の規定により、評価委員会に意見聴取する事項があるため、評価委員会を開催するもの。

意見聴取事項

- ・ 「見直し方針」に対する意見聴取（法第 31 条第 2 項）
- ・ 「中期目標」に対する意見聴取（法第 25 条第 3 項）
- ・ 「中期計画」に対する意見聴取（法第 26 条第 3 項）

「見直し方針」の策定について

- ・ 法第 31 条第 1 項の規定により、これまでの業務実績等を踏まえ、業務継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務全般について、「見直し方針」を策定するもの。
- ・ 先行する国立大学法人等の例にならい、第二期中期目標・計画期間の前年度までに、「見直し方針」を策定し、評価委員会から意見を聴取するもの。
- ・ 評価委員会の意見を受けた「見直し方針」を反映し、第二期中期目標・計画を策定するもの。

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 略

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4～5 略

（中期目標の期間の終了時の検討）

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期目標等の特例）

第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあり、及び同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6年間」とする。

2 略

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 略

北九州市立大学第二期中期目標・計画策定（概要）

資料2

概要 市長は、大学が達成すべき業務運営に関する目標（**中期目標**）を定め、大学に指示するもの（法25-1）
大学は、中期目標を達成するための計画（**中期計画**）を定め、市長の認可を受けるもの（法26-1）

第一期中期目標・計画期間が平成22年度末に満了することから、新たな目標・計画を策定

第一期中期目標・計画の課題

中期目標・計画で規定する事項が法定されているものの、**項目が多岐**にわたり、その**内容も抽象的**

すべての分野について改善を求める内容となっており、

教職員の事務負担、コストが増加

市が定め、指示することになっているが、

市施策・公立大学の役割実現の観点があいまい

項目数が多く、抽象的であるため、

評価委員会による**評価が困難**

国立大学・他の公立大学でも同様の傾向

見直しの観点

第二期中期目標・計画の策定に当たっては、第一期中期目標・計画の課題及び国立大学・他の公立大学の動向等を踏まえ、下記のとおり見直しを行うもの

市施策・公立大学の役割実現の観点を盛り込むなど

内容を特色化・個性化

市職員の派遣、運営費交付金など**市負担と大学改革**

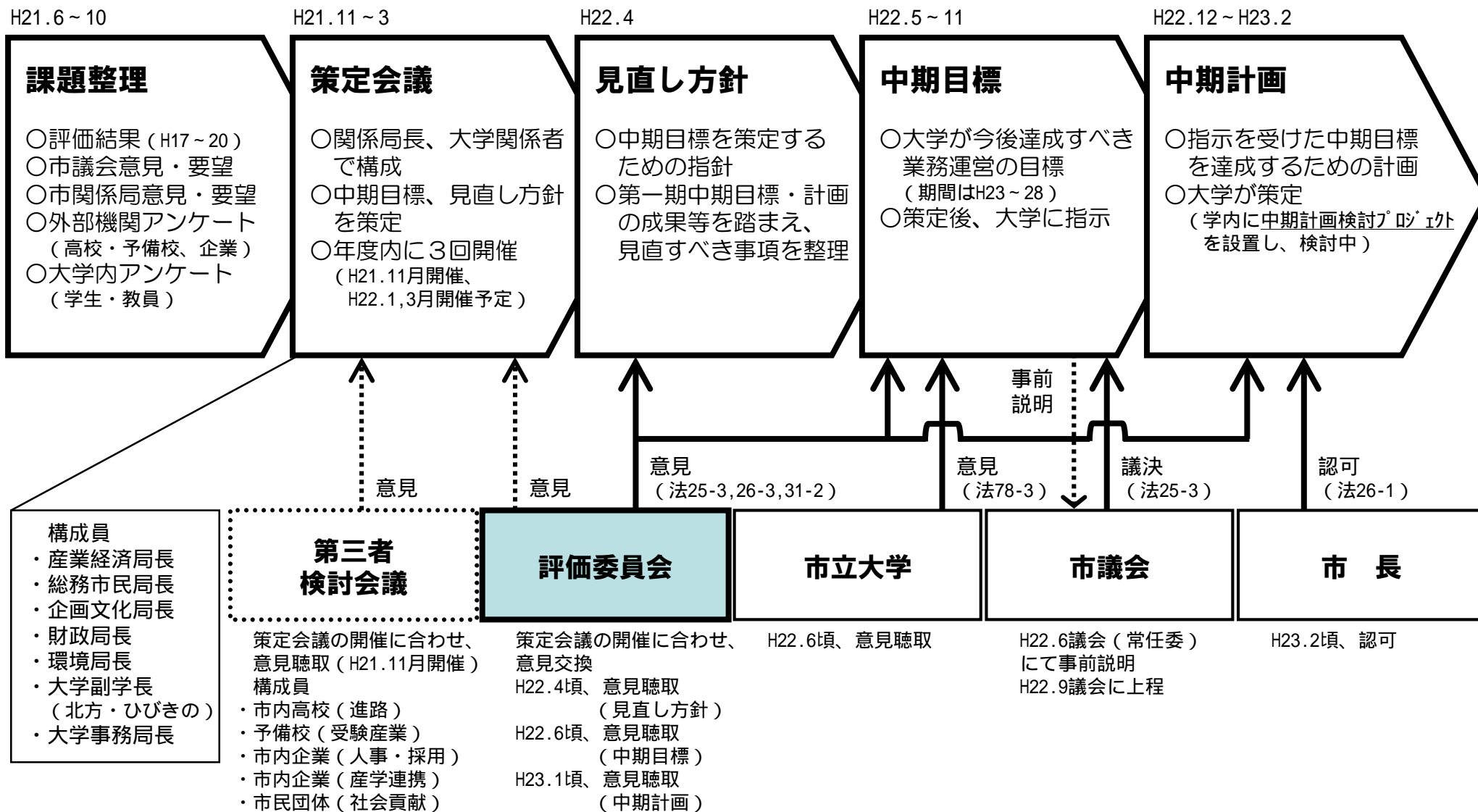
のバランスを検討

項目を具体的・数量的に表すとともに、**項目数を**

削減（特に中期計画）

- 効果**
- ◆ 「**選択と集中**」による特色ある大学改革の推進と、大学の**事務負担・コストの削減**
 - ◆ **基本構想・計画など市施策の推進**（にぎわいづくり、産業振興、環境モデル都市 etc.）
 - ◆ **質の高い評価の実現**（評価のための事務作業の軽減）と、**評価結果の効果的な反映**

北九州市立大学第二期中期目標・計画策定（策定までの流れ）



北九州市立大学第二期中期目標・計画策定（他大学の状況）

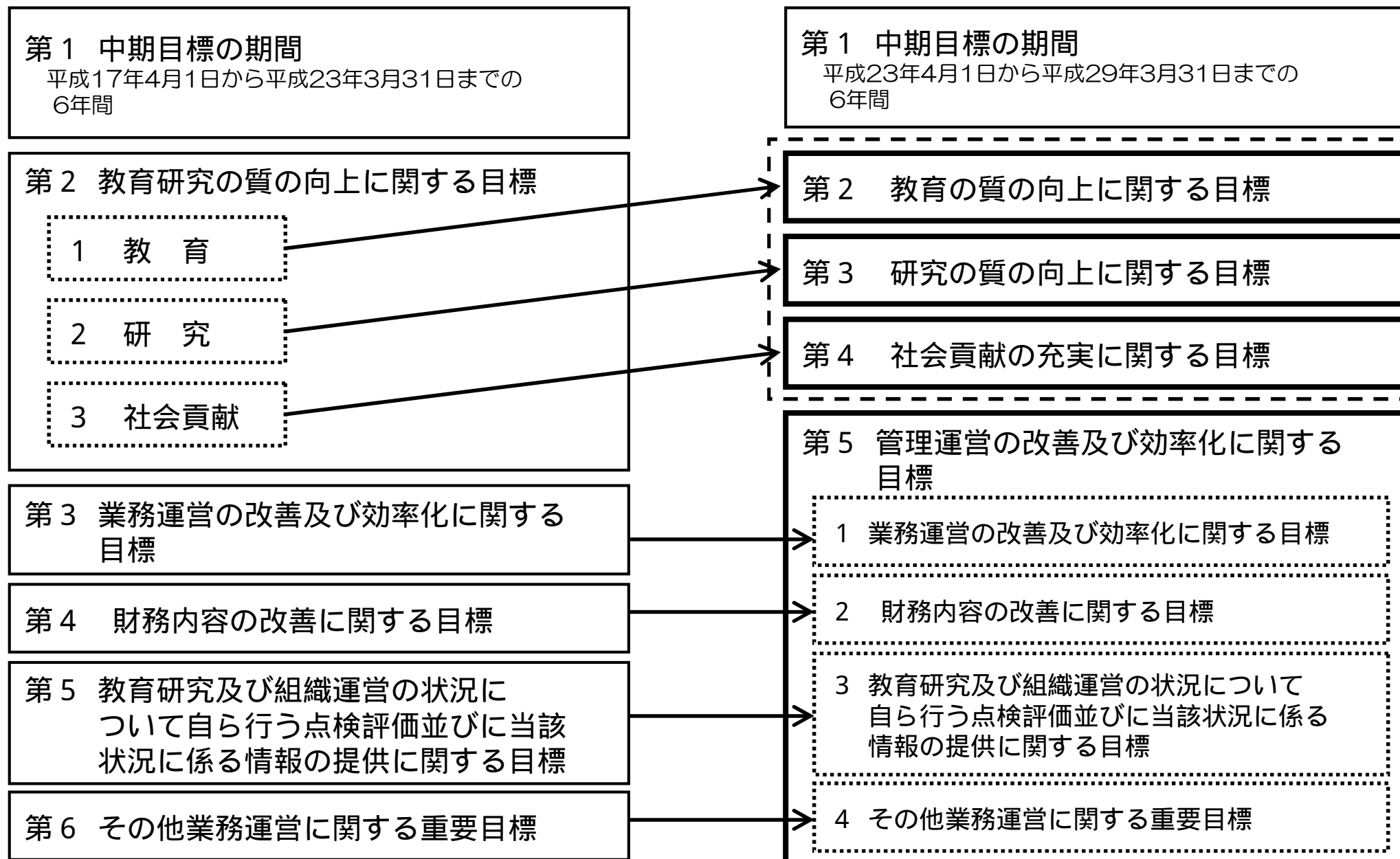
	国立大学	国際教養大学	首都大学東京
中期目標			
期 間	平成22～27年度（6年間） 平成16年度に法人化	平成22～27年度（6年間） 平成16年度に法人化	平成23～28年度（6年間） 平成17年度に法人化
検討体制	学内組織 大学関係者で組織 評価委員会・文科省意見を反映	次期中期目標策定にかかる 合同検討会 事務担当者（県・大学）で組織 議会・評価委員会にて意見聴取	内部組織（名称なし） 事務担当者（都）で組織 議会・評価委員会にて意見聴取
策定方針	前文に「中教審答申」を反映 「法令遵守に関する目標」 「国際化に関する目標」の追加 組織・業務の見直し 各大学の特性を踏まえた個性化	大学理念の再確認 地域貢献の充実 数値目標の削減 （中期計画、年度計画に計上） 秋田県立大学の中期目標との 整合性	都施策推進の観点 （人材育成、国際化の推進、産業振興等） 大学懸案事項の反映 記述の簡潔化
中期計画			
項目数	100項目以下 第1期：平均194項目	指示せず 第1期：65項目	削減の方向 第1期：200項目超
策定方針	具体的な措置を記載 数値目標・達成時期等の設定 評価が困難となる表現の自粛 （「検討する」「努める」など）	大学の自主性に委ね、 県から具体的な指示せず	数値目標、達成時期の明確化 大学が自主的に取りまとめた 報告書の反映
見込まれる効果	大学の個性化・機能分化の促進 事務の簡素化・重点化 質の高い評価の実施	県施策の推進 公立大学の役割の再確認	都施策の推進 大学懸案事項の解決 事務の簡素化・重点化

第二期中期目標・中期計画策定に係る評価委員会スケジュール(案)

日程	業務評価(例年)	中期目標・中期計画策定
H21.12.11		第5回 評価委員会 ・第二期中期目標策定に向けた「北九州市立大学の抱える課題」に対する意見交換
H22.1.27		第6回 評価委員会 ・第一期中期目標期間終了時における組織及び業務全般の「見直し方針」(案)に対する意見交換
H22.4月		第1回 評価委員会 ・第一期中期目標期間終了時における組織及び業務全般の「見直し方針」(案)に対する「評価委員会意見書」の決定
H22.5月		第2回 評価委員会 ・第二期中期目標(案)に対する意見交換
H22.6月		第3回 評価委員会 ・第二期中期目標(案)に対する「評価委員会意見書」の決定
H22.7～8月	第4～7回 評価委員会 ・平成21年度業務実績評価 ・剰余金、財務諸表等 意見聴取	第7回 評価委員会 ・第二期中期目標(案)の報告
H22.9月	<<第二期中期目標(案)議会上程、議決>>	
H22.11～12月		第8回 評価委員会 ・第二期中期目標の報告 ・第二期中期計画(案)に対する意見交換
H23.1月		第9回 評価委員会 ・第二期中期計画(案)に対する「評価委員会意見書」の決定
H23.2月	<<市による第二期中期計画認可>>	

北九州市立大学第二期中期目標・中期計画策定(構成案)

資料4



北九州市立大学第二期中期目標・計画策定（課題検討）

【教育】

入試方法の点検・見直し

- ・ 大学理念・目的に基づく人材育成像の明確化が必要
- ・ 現行の入試制度（AO入試など）の意義・効果に疑問

教育組織・教育課程の見直し

- ・ 大学院における定員未充足への対応
- ・ 他大学との教育研究資源の相互活用

教育内容の充実

- ・ 英語教育・キャリア教育・専門教育の充実・強化
- ・ 他大学との教育研究資源の相互活用〔再掲〕

学生支援機能の充実

- ・ 学生相談機能（学業・就職・進路）の強化
- ・ 修学環境（図書館・自習室等）の整備

【研究】

研究水準の高度化・個性化

- ・ 時代や社会のニーズに即した研究分野の重点化・特色の発揮
- ・ 環境モデル都市等の実現に向けた環境分野での研究推進

産学連携の推進

- ・ 多様な分野での産学連携
- ・ 研究補助金や研究リソースの獲得による研究・設備のレベルアップ

- ・ 教育研究成果等の積極的な情報発信

附置研究所の機能強化

- ・ 市が管理運営に関わっている研究機関（ICSEAD等）との連携・協働の推進
- ・ 教育研究成果等の積極的な情報発信〔再掲〕

【社会貢献】

地域社会との連携推進

- ・ 公開講座等の実績・成果の検証と改善
- ・ 地域課題の解決に向けた協力を要望
- ・ 地域に貢献する人材の養成
- ・ 図書館をはじめとする大学施設の市民・企業利用の促進

教育機関との連携推進

- ・ 高校との情報交換・連携事業の実施による学生の確保
- ・ 小中学校等とのボランティア活動の推進

国境を越えた大学間連携の推進

- ・ 大学間連携による市内大学等の魅力拡大、教育力向上
- ・ 海外大学との学术交流の推進

【管理運営】

効率的な運営体制・財務運営の確立

- ・ 教職員の事務負担軽減のための運営体制の見直し
- ・ 効率的で持続可能な財務運営の確立と交付金措置の充実

事務体制の強化

- ・ 事務職員の能力（専門知識・接遇など）の向上
- ・ 専門知識を有するプロパー職員の採用・育成促進

大学施設・設備の整備と利活用の推進

- ・ 北方キャンパスの図書館・校舎等の老朽化施設、ひびきのキャンパスの実験機器等の老朽化設備の整備・機能充実

大学情報の積極的な発信

- ・ 情報発信の強化による知名度・ブランド力の向上
- ・ 地域が求める情報（就職先企業等）の提供